# 谷 口 房 男

## はじめに

この数年来,広西土司制度調査のために,広西壮 (チュアン)族自治区へしばしば出かけ,主として土司制度関係の史跡 (土司衙門と土官の墓など)を見学し<sup>(1)</sup>,また土司制度関係の史料 (碑文・墓碑と土官の族譜など)を収集している。たまたま1995年8月に,広西壮族自治区博物館を訪れた折り,「遷隆州印」という一つの土官印を見ることができた。

従来、明清時代の実録や正史中の土司制度関係史料を見ていると、土官印に関する記事が多く散見しており、一体土官印とはどのようなものであるのか疑問であったが、はからずもそれを確認することができたのである。ところが、同博物館館長の蔣廷瑜氏は、この博物館にはこれ以外にも、「平祥土州印」という土官印を所蔵していると伝えられた。しかし、誠に残念ながらある事情で、それを見ることができなかった。帰国後に同博物館副館長の覃義生氏から、

「平祥土州印」の写真が送られてきたのである。 広西で発現した土官印は,広西壮族自治区博 物館が所蔵しているこの二つの官印の外に,現 在確認しているものだけでも、さらに四つの土 官印がある<sup>(2)</sup>。 ここに広西でこれまでに発現し た土官印を紹介し、あわせて土司制度における 土官印の役割などについて言及してみたい。

## 1. 広西発現六土官印

これまでに広西で発現した土官印として、その所在が確認されているものとしては、以下に示す六つの土官印である。そのうちの「平祥土州之印」は、その背面に刻された銘文などから、ベトナムにおける陳朝・大治5(元の至正22、1362)年の土官印であり、1983年に広西西部を流れる右江の中流域に位置する田東県で発現したものである。。残りの五つの土官印は、いずれも広西土司の官印である。広西で発現した六つの土官印について、その内容を報告書などにもとずいて(4)、その概要を具体的に示せば、おおよそ以下のようである。

#### 1 六土官印の概要

広西で発現した六つの土官印について、製造 された年代順に配列し、その概要を示すことと したい。

番号	時代	官印名	印 面 文 字	背面・紐文字
1	元代	平祥土州之印	右;漢字:平祥土 左;漢字:州之印	左;漢字:大治五年 右;漢字:壬寅四月鋳
2	明代	永定長官司印	右;漢字:永定長 左;漢字:官司印	左;漢字:永定長官司印 右;漢字:弘治六年五月□日 上;漢字:礼部造
3	清代	南丹州印	右;漢字:南丹州印 左;満字:南丹州印	左;漢字:順治四年四月四日 右;漢字:順字四千二百十六号 上;漢字:礼部造
4	南明	遷隆州印	右;漢字:遷隆	左;漢字:遷隆州印

	左;漢字:							印		右;漢	字:永	曆二年	F三月	□□日礼部	
										上;漢	字:永	字第七	二百二	十号	
(5	)	清代	田州土知	府印	ŧ	;漢:	字:田夕	州		左;漢	字:周	元年第	ド月口 しょうしょう しゅうしょ しゅうしょ しゅうしょ しゅうしょ しゅうしん しゅうしん しゅうしん しゅうしゅう しゅうしゃ しゃ しゃり しゃり しゃり しゃり しゃり しゃり しゃり しゃり しゃ	]日	
					4	";漢气	字:土约	知		右;漢	字:田	州土矢	11府印	J	
					左	三; 漢气	字;府區	印		上;漢	字:礼	曹造			
. 6	)	清代	下雷州印		右	ī;漢气	字:下	雷・州印	J	左;漢	字:礼	部造门	下雷州	印	
					左	三; 満气	字:下旬	雷・州印	J	右;満	字:礼	部造门	下雷州	即	
	側	面	文	字		発明	見地	発現年	月	材質	<del></del>	<b></b>		紐	
1	)					田列	東県	1983.	2	銅	正	方形		短矩形	
2	)					•	?	?		銅	正	方形		(直紐)	
3	)					南州	9県	1990.	4	銅	E	方形		楕円形	
4	)					那均	甚鎮	1962		銅	正	方形		(直紐)	
(5	左;	漢字:天空		田陽	易県	1995.	7	銅	正	方形		楕円形			
6	⑥ 左;漢字:乾字一万四千一百五号					•	?	?		銅	正	方形		楕円形	
右;漢字:乾隆三十四年三月□日															
	規模	(幅・厚・7	<b>高mm</b> )	所	蔵	機	関		製	造	時	期			
1	50>	<10× 26		広西壮	族自治	这博物	勿館		越南	・陳朝大	冶5(	1362)	年		
2	73>	<11× 91	,	広西河	池地区	[文物회	占		明朝	• 弘治 6	(1493	) 年			
3	③ 74×10× 83 広西南丹県					民所清	载		清朝	・順治4	(1647	) 年			
4	④ 72×10× 91 広西壮族自					治区博物館 南明・			・永暦 2(1648)年						
5	⑤ 79×18×100 広西田陽					具博物館 清朝·			・康熙13(1674)年						
6	75>	< 18 × 113	1	中国科	学院民	上族研究	于所		清朝	・乾隆34	(1769	)年			
															-

#### 2 六土官印の印面

広西で発現した六つの土官印について,その 印面に刻された文字を,以下に図示してみよう。 ①平祥土州印 ②永定長官司印 ③南丹州印



<注記: ★印は満文を表す。本文の末尾に印面の写真を付す。>

#### 3 六土官印の特徴

これまでに見てきたごとく,広西で発現した 六つの土官印を,印鑑の形体や印面の字体など から,次のような点が指摘できるのではなかろ

#### うか。

## A 印鑑の形体

- (1) 六つの土官印が、すべて銅を材質とした印であること。
- (2) いずれの土官印も、正方形のいわゆる方印であること。
- (3) サイズなどが、ほぼ規程の通りの大きさであること。

#### B 印面の字体

- (1) すべての土官印が、篆書体であること。
- (2) 清朝のものには、篆書体による漢文のみならず、満文も刻されていること。
- (3) ③⑥はともに清朝のものでありながら、印面の文字の配列が、一行と二行で異なっていること。
- (4) ④⑤は時期的には清代でありながら,清朝 が発給したものではないため,満文が刻され ていないこと。
- (5) ベトナム陳朝の平祥土州之印と呉三桂が与えた田州土知府印には、ともに「土」の文字

が刻されていること。

- C 側面・背面の文字
- (1) 鋳造時期とその通しナンバーが刻されていること。
- (2) 鋳造機関名とその印名が刻されていること。 D 紐・綬
- (1) 紐・綬などについて,報告書は多く楕円形の柄としているが,現物および写真で確認する限り,①②④はいずれも直紐であり,後述の史料などから,他の印も恐らく直紐ではないかと思われる。<直紐については,末尾の写真を参照のこと。>
- (2) 紐が直紐であることから、 緩はもともと付されていなかったであろう。

## 2. 土官印の規定と実態

広西で発現した土官印をみていく上で,まず 中国における官印の一般的な規程と土官印の実 態などについて,おおよそ次の七点から検討し てみたい。

- イ 土官印の規定
- ロ 土官印の返納 (王朝交代期)
- ハー土官印の発給
- 二 土官印の紛失(土官の継承争い,土官相 互の対立・抗争)
- ホ 護印土官
- ~ 土官印の私鋳(偽造印)
- ト 土官印の返納(改土帰流時)

これらの点について,以下に関連の文献史料を示し,具体的にみていくこととする。

## イ 土官印の規定

中国の歴代王朝は、内外の文武百官に対し官 印を発給しており、それに関する詳細な規定が、 各王朝ごとに定められている。例えば、明清時 代に限ってみても、『明史』巻68・輿服志に、

百官印信,洪武初,鋳印局鋳中外諸司印信, 正一品,銀印,三臺,方三寸四分,厚一寸, 六部・都察院,並在外各都司,俱正二品, 銀印,二臺,方三寸二分,厚八分,其余正 二品・従二品官,銀印,二臺,方三寸一分, 厚七分,……順天・応天二府,俱正三品, 銀印,方二寸九分,厚六分五厘,其余正三品・従三品官,俱銅印,方二寸七分,厚六分,……正四品・従四品,俱銅印,方二寸五分,厚五分,正五品・従五品,俱銅印,方二寸四分,厚四分五厘,惟在外各州従五品,銅印,方減一分,厚減五厘,正六品。從六品,俱銅印,方二寸二分,厚三分,正從八品,俱銅印,方二寸,厚二分五厘,正從九品,俱銅印,方二寸,厚二分五厘,正從九品,俱銅印,方一寸九分,厚二分二厘,未入流者,銅条記,闊一寸三分,長二寸五分,厚二分一厘。以上俱直紐,九畳篆文,初,雜職亦方印,至洪武十三年,始改条記,

とあり、官位に応じ印鑑の材質やサイズなどを、 それぞれ区別しており、実に詳細に規定してい ることを知る。また『明会要』巻24・興服志・ 印信の条に、

洪武初,礼部設鋳印局,凡諸司印信,該局 専管鋳造,如有刓削,則換給之,凡在外文 移到京,悉送該局,弁其真偽,

とあり、洪武の初め、礼部に鋳印局が設けられ、 内外諸司の印信を鋳造・管理した。とくに在外 の公式文書が中央に提出されると、全て鋳印局 に廻送して、その真偽を確認した。その際に、 摩滅などによって欠けたり不鮮明なところがあ れば、取り替えて新たに発給したという。

なお『清史稿』巻 104・ 興服志・文武官印信 関防条記の条に、

各州銅印,直紐,方二寸三分,厚五分, … …宣慰司,銅印,方二寸七分,厚九分,俱 清・漢文殳篆,……宣撫司,銅印,方二寸 五分,厚六分,

とあり、清朝の州印は、明代の規定とほぼ同様に、銅を材質とした方印・直紐であることがわかる。なお清朝の印面の文字は、漢文と満文の 篆書体で刻す、と規定しているのである。

このような官印の規定は、とくに少数民族地域に実施された土司制度のもとで、どのように運用されたであろうか。例えば、土官に対する官印の賜与(発給)と返還(返納)は、どのよ

うに行われたであろうか。すなわち,土司の設置・土官の承襲にともなって,そのたびに官印が賜与されたであろうか。また新たに王朝に帰順するにともない,前王朝の旧官印を返納して,新官印が賜与されたのであろうか。さらに土司が廃止されると,土官印が返納されたのであろうか,といったような点についてである。

一方,このような官印は、時に紛失するようなことが生じる。例えば、土官は世襲制であり、その交替・継承などによる同族間、あるいは土官相互間の対立・抗争などにともなって、官印を略奪され、また隠匿などによって紛失することがありえたのである。それによって王朝は、官印を紛失した土司に対し、どのように対処したであろうか。これらの点について、以下にみていくこととしたい。

## ロ 土官印の返納(王朝交代期)

明初に新たに投降・帰順してきた土鰌は、元の官印を返納し、明朝の新たな官印を発給されたのである。その事例を広西に限ってみていくと、『明太祖実録』巻32・洪武元年7月己巳の条に、

広西左江太平府土官黄英行・右江田州府土 官岑伯顏等,遣使齎印章,詣平章楊璟降, とあり,洪武元(1368)年7月に,征西将軍廖 永忠が広西を平定すると,広西の左右江流域の 土官が,さっそく明朝に帰順し,平章の楊璟に 元朝の印章を返納している。なおこの時の田州 府について,『土官底簿』巻下・広西・田州府知 府の条に、

岑伯顏, 即岑間, 由世襲土官, 洪武元年, 齎前朝印信, 率衆帰附, 復職,

とあり、元の官印を返納していることを知る。

## ハ 土官印の発給

新しく土司が設置されると, それにともなって官印が発給されたのである。例えば, 『土官底簿』巻下・広西・思明府上思州知州の条に,

黄宗栄, 江州土官籍款, 洪武二年九月, 内 給降印信, 開設衙門,

とあり、洪武2年9月に、上思土州が開設されるにともなって、土官印が発給されたのである。

また同巻思恩軍民知府の条に,

洪武二年, 頒降思恩州印信,

とあり, さらに同巻上石西州知州の条に,

洪武二年, 給降印信, 開設衙門,

とあり、明初に広西土司の多くが設置され、その際に土官印が発給されているのである。なお後にみる永定長官司と関連するものであるが、長官司の新設にともなって、土官印を発給している。例えば、『明太宗実録』巻15・洪武35年12月辛酉の条に、

設広西安隆長官司,給印信,隸泗城州以安 隆峒土酋岑子得為長官,子得,洪武中,嘗 領土兵策応官軍,攻討蛮寨,末録其功,至 是自陳,遂命開設衙門,撫綏土人,仍置流 官吏目一員,

とあり、安隆長官司を設置するにともない、土 官印が発給されたのである。

## ニ 土官印の紛失

土官印の紛失についてみていくと,土官相互間の対立・抗争によって,土官印が略奪され,あるいは隠匿によって紛失したのである。このことについては、『明史』巻318・広西土司伝・太平府の条に,

宣徳元年,崇善県土知県趙暹謀広地界,遂招納亡叛,攻左州,執故土官,奪其印,殺其母,大肆擴掠,占拠村洞四十余所,……事聞,帝命総兵官顧興祖会広西三司剿捕,興祖等招之,不服,遣千戸胡広率兵進,暹扼寨拒守,広進囲之,紿出所奪各州印,撫論脅従官民,使復職業,暹計窮,從間道遁,伏兵邀擊,及其党皆就擒,

とある。一方, 土官の後継・相続争いによって, 土官印が奪われ紛失したことについては, 同伝 思明府の条に,

憑祥,宋為憑祥洞,属永平寨,元属思明路, ……嘉靖十年,(李)珠死,族弟珍·珏争立, 珍挈印走況村,珏摂州事,

とあり、族弟の間で後継を争い、一方が官印を携えて逃亡したのである。また『明史』巻 319 ・広西土司伝・泗城州・程県の条に、

正統間,為岑豹所逼,棄官遁去,典史摂印,

旋亦罹害, 豹遂奪其印, 拠県治, 事聞, 屢 遣官論之, 歴岑応・岑接凡七十余年不服, 嘉靖二年, 接為諸土官攻殺, 督府遣官按問, 得県印, 貯於官, 後僅存荒土,

とあり, さらに同伝利州の条に,

(正統)七年,(岑) 豹復与(岑) 顏相仇殺, 帝敕総兵官吳亮宣布恩威,令各罷兵,而豹 終殺顏及其子得,奪州印去,遂以流官判州 事,

とあり, また同伝竜州の条に,

(洪武) 二十一年,(趙) 帖堅病,無子,以 其従子宗寿代署州事,帖堅卒,宗寿襲,鄭 国公常茂以罪謫居竜州,帖堅妻黄氏有二女, 一為太平州土官李圓泰妻,茂納其一為妾, 時宗寿雖襲職,帖堅妻猶持土官印,茂・圓 泰専擅州事,数陵逼宗寿,会茂以病卒,其 關者趙観海等亦肆侮宗寿,宗寿乃与把事等 以計取土官印,上奏,言茂已死,并械観海 等至京,……思恩土官岑濬率兵攻田州回, 劫竜州,奪其印,納故知府源妻岑氏,…… 左江大震,相挈印奔況村,

とあるごとく、土官の後継争いや土官相互の対立・抗争などによって、土官印を紛失したことがわかる。ところで、土官印の紛失によって、王朝側から土司が降格されることもあったのである。すなわち、嘉慶版『広西通志』巻59・職官志・土司の条に、

遷隆峒,黄氏,勝奇之裔,世襲知州,十伝至威鋆,明洪武元年,為上思州土官黄英劫掠奪印去,二年,詔収天下流土官旧印易新印,遷隆以印失,廃為峒,降巡検,……国運,順治十五年襲,康熙十九年給印,

とあり、とくに洪武2年に、国内の流官・土官の旧官印を回収し、新官印を発給した。その際に、遷隆州は州の官印を紛失していたことが発覚し、峒に降格されるとともに、黄栄が巡検司巡検に改められている。また同書同巻に、

下雷州, 許氏, 其先許天全, 山東青州人, ……明初, 以印失降州為峒, 改巡検,

とあり、土官印の紛失にともなって、明初には 下雷州も、遷隆州と同様に州から峒に改められ、 巡検司巡検に降格されたのである。ともあれ, 土官印の紛失は,単に土官の地位を失うばかり でなく,土司の降格に及ぶのであり,土官印の 重要性がここにあるといえよう。

## ホ 護印土官

『明実録』などには、護印土官あるいは 護 印頭目といった用語が、しばしばみえている。例えば、『明宣宗実録』巻5・洪煕元年閏7月丁未の条に、

広西忠州護印土官弟黄智勝等,来朝貢馬, とある。また同書巻65 (護印土官・護印頭目)・ 同書巻66 (護印土官) および『明英宗実録』巻 113 (護印頭目) などにも散見している。さら に『明史』巻319・広西土司伝・思陵州の条に, 宣徳四年,護印土官韋昌来朝,貢馬,賜鈔

とある。ところが、『明宣宗実録』巻65・宣徳 5年4月癸巳の条に、

広西都康州土官知州馮斌及竜英州護印頭目 趙義・養利州護印頭目趙啓・忠州護印頭目 黄雄・思陵州護印土官子韋昌等,来朝貢馬, とあり,韋昌を護印土官の子としている。

万暦版『広西通志』巻32・外夷志・左江土官 ・太平府土官・都結州の条に,

(農)希文死,子国宝応襲,年幼委官,護 印管事,

とあり, また同巻結安州の条に,

(張) 圓死,子紹宗襲,紹宗死,絶堂,弟順応襲,年幼,祖母黄氏,護印管事,

とあり, さらに同巻佶倫州の条に,

(馮)寿慶死,子承恩襲,犯法下獄,子夢 竜応襲,年幼,祖母趙氏護印

とある。これらの記事から、とくに15歳以下の者が、土官に就任しようとした場合には、時に祖母や母が「護印」して、その代理人・後見役を務め、州事を管掌した。彼がいまだ正式の土官でないという意味で、印を護られている土官であることから、「護印土官」と称した。そして15歳に達すれば、正式に土官として州事を管掌したのである。ともあれ、土官は世襲制であるが故に、このような「護印」といったことが、

実際におこりえたのであって、少なくとも流官 の場合には、もともとありえないことである。

### へ 土官印の私鋳

土官印を私鋳したことについては、『明史』巻 318・広西土司伝・田州府の条に、

(嘉靖七年)於是逆党盧蘇·王受等,乃為 偽印,誑言猛在,且借交趾兵二十万,以図 興復,

とあり、またこのことを『明世宗実録』巻74・ 嘉靖6年3月乙未の条に、

初岑猛既誅, ……於是其党盧蘇·王受等, 乃為偽印, 誑言猛在, 且借交阯兵二十万, 以図興復, 夷民信之,

とあるごとく、土官印を偽造したことを知る<sup>(6)</sup>。 これによっても、いかに土官印を所持すること が、重要な意味をもつものであるかということ を、知ることができるのである。

## ト 土官印の返納(改土帰流時)

土司の廃止,いわゆる改土帰流にともなって, 土官印が王朝に返納されたのではなかろうか, と想像されるのであるが,そのことを確認する 史料は,いまだみいだしていない。ただ南明の 官印や呉三桂の与えた官印は、当然返納されなかったであろうから、広西で発現しても不自然ではないであろう。こうした特殊な場合を除いて、もしも返納されたとしたならば、広西で発現している土官印は、あるいは紛失したためのものであろうか、仮にそうでないとしたならば、何故に返納されなかったのであろうか、といった疑問が浮かんでくるのである。いづれにしても、これらの点については、ともに今後の課題としたい。

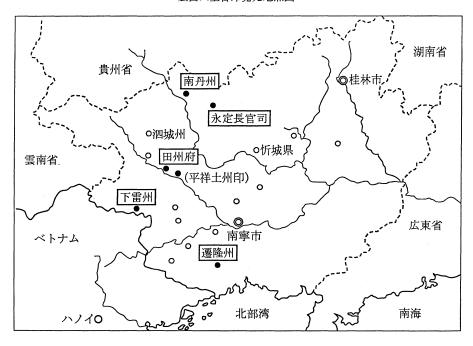
## 3. 六土官印をめぐって

広西で発現した六つの土官印について、それぞれの土司の状況および、その土官印の鋳造された時期の背景などを検討してみよう。まずそれに先だって、六つの土官印が発見された地点、あるいは土司の位置を、地図に示しておくこととしたい。

#### ① 平祥土州印

「平祥土之州」印は,ベトナムの官印である。 その平祥土州の地点・位置が,現在のどの辺で あるかを,明らかにしえない。ただベトナム北

広西六土官印発見地点図



部の広西に近い地点であろう, と想像される。

この平祥土州印には、陳朝の大治5 (元の至 正22)年の銘文があり、このころの元朝と陳朝 との関係について, その動向を明らかにしえな い。ただ元の至正22年は、前年に明玉珍が四川 で自立し、24年に朱元璋が呉王を自称する時期 である。このような元末の混乱の中で、ベトナ ムとの境界地域において, 周辺住民の侵攻が発 生している<sup>(6)</sup>。 こうした争いによって, 両国の 国境沿いの州県に混乱が生じ, 当地の土官が広 西へ官印を携え,逃亡したのではなかろうか, あるいは戦利品として将来したものであろうか, と想像されるのである。いずれにしても、その 関連を明確に示すものは、今のところ確認して いない。ともあれ、ベトナム北部の土官印であ る「平祥土州之印」が, 広西で発見されたとい うことは, 広西とベトナムとの関係が, きわめ て複雑であったことを,確認することができる。 少なくともこの印は、ベトナムに土司制度が存 在した可能性を,推測させるものであり,それを 裏付ける手がかりとなりえるのではなかろうか。

#### ② 永定長官司印

永定長官司について,『明孝宗実録』巻75・ 弘治6年5月戊寅の条に,

增設広西慶遠府永順・永定二長官司, 設長 官正副各一員, 従両広鎮巡等官請也,

とあり、弘治6 (1493) 年5月に、両広鎮巡官の奏請により、永順長官司とともに永定長官司が、設置されたとする。ところが、『明史』巻317・広西土司伝・慶遠府の条に、

慶遠領州四, ……又長官司二, 曰永安·永順,

とあり, さらに同条には,

永順司·永安司,旧為宜山県,正統六年,因蛮民弗靖,有司莫能控禦,耆民黄祖記与思恩土官岑瑛交結,欲割地帰之思恩,因謀於知県朱斌備,時瑛方雄両江,大将多右之,斌備亦欲藉以自固,遂為具奏,以地改属思恩,土民不服,韋萬秀以復地為名,因而倡乱,成化二十二年,覃召管等復乱,屡征不靖,弘治元年,委官撫之,衆願取前地,別

立長官司,都御史鄧廷瓚為奏,置永順・永 安二司,各設長官一,副長官一,以鄧文茂 等四人為之,皆宜山洛口・洛東諸里人也, 自是宜山東南棄一百八十四村地,宜山西南 棄一百二十四村地,議者以忻城自唐・宋内 属已二百余年,一旦举而棄之於蛮,為失策云, とあり,慶遠府の宜山県に,永順・永安の二長 官司が,設けられたとしているのである。しか し,これは『明史』の誤りであり,永定長官司 が正しいと思われる。なぜならば,『明孝宗実 録』巻42・弘治3年9月戊寅の条に,

戸部会議,漕運各処巡撫都御史所陳事宜, ……一広西新設永安州,今乞改為長官司, 以守哨五屯千戸所百戸程海為長官,撫管夷 獞,庶免戍守,……余皆如議,……改広西 永安州為長官司,罷流官,

とあり、また同書巻64・弘治5年6月甲辰の条に、

復改広西永安長官司為永安州,州自成化間 始設,後都御史秦紘欲以夷治夷奏,改為長 官司,至是土民言不便,復改為州,

とあり、さらに『明孝宗実録』巻117・弘治9 年9月壬子の条に、

両広総鎮等官言,慶遠府天河県旧十八里, 後漸為獞賊所拠止,余残民八里,請分設一 長官司,治之,下兵部覆奏,遂増設永安長 官司,仍隸慶遠府,授土人韋萬妙為正長官, 韋全保・韋公利・覃応塡為副長官,并置流 官吏目一員,

とあって、慶遠府の天河県に、弘治年間に永安 州から長官司へ、あるいは長官司から州への変 更を、繰り返しているのである。なお『殿粤要 纂』巻2・永定長官司図説に、

永定司,故為宜山県東南諸郷,正統初,蛮 夷弗靖,司土者莫能控禦,休於邪謀,以属 思恩府管轄,土人不服,因而生乱,弘治間, 撫平,遂別立長官司,以治之,今土酋浸弱 其地,帰宜山者已三之二矣,

とあり、弘治年間に慶遠府の宜山県に設けられた長官司は、永安長官司ではなく、永定長官司とすべきであろう。ともあれ、弘治6年に設置

されたのは、永定長官司であるが、『清史稿』 巻516・土司伝に、

永定土司,在府西南,明成化十二年,設土司,以韋萬秀為之,伝至韋盛春,清順治九年,帰附,仍准世襲,

とあり、永定長官司の設置時期を、成化12年と しおり、両者が異なっている。なお嘉慶版『広 西通志』巻59・職官志に、

永定司,韋氏,明正統六年,奸民黄祖記与 思恩土官岑瑛結,謀割宜山帰・善・洛三諸 郷峒地,益思恩,時岑瑛方盛,将吏多右之, 知県朱斌備,亦欲藉以自固為転請具奏,以 其地帰瑛,土人韋萬秀,以復地名,遂倡乱, 成化二十二年,覃召管等復乱,宏治間,委 官撫之,皆願取前地,別立長官司,以治, 都御史鄧廷瓚聞於朝,置永定司・永順正副 二司,以韋槐為永定長官司,予世襲,

とある。これによれば、『清史稿』の永定長官司は、むしろ永安長官司とすべきではなかろうか。なぜならば、『明孝宗実録』巻117・弘治9年9月壬子の条にみえるごとく、韋萬妙は永安長官司長官であって、永定長官司長官ではない。いずれにしても、『明史』と『清史稿』は、ともに永安と永定を混同し、誤ったものと考えられる。ともあれ、『明孝宗実録』巻75・弘治6年5月戊寅の条に従えば、この印鑑の銘文にある弘治6年5月とは、永定長官司が設置された年月である。この時に官印が鋳造されたのであり、発現した土官印は、まさにその設置時の官印であるといえよう。

なお永定長官司は、広西土司では数少ない武職系の土司の一つである。明清時代の広西土司の特徴の一つでもあるが、広西土司には文職系の土司がとくに多いのに対して、武職系の土司がきわめて少ないということである。すなわち、広西の土司には、文職系の土府州県の土司が殆どであるのに対して、武職系の土司としては、明初に慶遠安撫司が一時的に置かれていたことと(\*)、永定長官司・永順長官司・上林長官司・隆安長官司・永安長官司などの長官司が置かれたのである。こうした広西の傾向は、他地域の

土司の設置状況と,大きく相違するものであり, 広西土司の特徴の一つであるといえよう。

かつての永定長官司は,現在の河池地区宜山 県境に位置していた。

## ② 南丹州印

南丹州については、『明史』巻317・広西土司 伝・慶遠府の条に、

南丹州,宋開宝初,土官莫洪騰内附,元豊三年,置南丹州,管轄諸蛮,歷世承襲,元至正末,莫国麒納土,命為慶遠南丹谿洞安撫使,明洪武初,安撫使莫天護帰附,七年,置州,授莫金知州,世襲,佐以流官吏目,金以叛誅,廃州置衛,後因其地多瘴,遷之賓州,既而蛮民作乱,復置土官知州,以金子莫禄為之,

とあり,また『清史稿』巻516・土司伝・慶遠府 の条に,

南丹土州, 在府西北, 宋開宝初, 土官莫洪 曹内附, 元豊三年, 置州, 管轄諸蛮, 明洪 武初, 莫金納土, 金叛被誅, 以金子禄襲,

伝至莫自乾,清順治九年,帰附,仍准襲職, とある。南丹州土司は,紅水河の上流域であり, 貴州に最も近いところに位置し,宋代から一大 勢力を有していた土司である。なおこの印の銘 文によれば,順治4年4月4日とある。前引の 『清史稿』土司伝には,順治9(1652)年に, 帰附したとしているが,嘉慶版『広西通志』巻 59・職官志・南丹州の条の表によれば,「(莫) 自乾,順治初襲」とあり,あるいは莫自乾の時 に与えられた印であろうか。

かつての南丹州土司は、今日の南丹県境内である。

## ④ 遷隆州印

遷隆州は、かつて宋代の遷隆寨であり、元明時代には遷隆峒であったところである。またさきにみたごとく、遷隆峒は洪武元年に州であったが、土官印を紛失したことが判明し、峒に降格されたのである。このことは、『殿粤要纂』巻4・遷隆峒図説に、

遷隆於宋·元為州,以失印乃降為峒,南接 交阯,防禦宜周, とあり、また『清史稿』巻 516・土司伝・南寧 府の条に、

遷隆峒,在府西南二百四十里,明洪武元年, 以黄威鋆為土官,以失印廃為峒,降巡検, 伝至黄元吉,清初,帰附,仍予世職,

とあり、明初に官印を失い、峒に降格されたことを伝えている。この点については、すでにふれた。ところで、発現した土官印の銘文にあるところの永暦年間とは、南明という亡命政権の年号であり、永暦帝が南へと落ち延びた時のものである。彼が広西に入ったことは、王夫之撰『永暦実録』巻1・大行皇帝紀に、

永曆二年正月,上在桂林,二月,孔有徳攻 全州,郝永忠潰走,大掠桂林,上奔柳州, 遂入南寧,封陳邦傅為慶国公,……三月, 孔有徳兵犯桂林,瞿式耜・何騰蛟帥師迎戦, 敗之,追至大榕江,

とあり、また清・計六奇撰『明季南略』巻11・ 永暦2年戊子、永暦駐南寧の条に、

粤事記云,三月初十日,永曆入南寧府,加 守道趙臺巡撫銜,令耑値大内食饌,……帝 欲進土州,蕭琦上十便十不便疏,止之, とあり,永暦2(清順治5)年3月10日に,南 寧に至ったことを知る。さらにこの時のことと して,同書同巻・土官陞授の条に,

粤事記云,時田州·果化州等土官来朝,行 在文武各曲意款徇,冀得其歓心,以為異日 東道主,土巡司皆陞為邑宰,土邑宰皆陞為 知府,竟有道銜与土知府者,蓋土司旧規, 原加一等行事,以道銜与之,彼竟儼然開府 矣,此三百年不破之格也,

とあり、永暦2年3月に、永暦帝が南寧に至と、周囲の土官は来朝し、恭順の意を示している。この時に彼らに対して、官位を与えるかいなかについて、議論を展開した様子が伺えるのである。ともあれ、永暦帝は広西に5年間、亡命政権を存続させ<sup>(8)</sup>、雲南からビルマへと落ち延びていくのである。この遷隆州印には、永暦2年3月の銘が刻されているのであり、まさにこうした時期に鋳造されたものであった。なおこの時の土官は、嘉慶版『広西通志』巻59・職官志

・遷隆峒の条の表に、「(黄) 元吉、順治初襲、 国運、順治十五年襲、康熙十九年給印」とあり、 あるいは黄元吉であろうか。

かつての遷隆州は、左江流域に位置し、今日の寧明県那堪郷であり、今なおその遺跡が残っており、1994年の夏にここを訪れた。その土司衙門は、すでに取り壊されており、あたりにその礎石などが、散在しているに過ぎなかった。

## ⑤ 田州土知府印

田州府土司について,『明史』巻318・広西土 司伝に,

田州, 古百粤地, 漢属交阯郡, 唐隸邕州都督府, 宋始置田州, 属邕州横山寨, 元改置田州路軍民総管府, 明興, 改田州府, 省来安府入焉, 後改田州, 領県一, 曰上林,

とあり、宋代以降、田州が右江流域の重要な拠点であり、一大勢力を有していたのである。明代に入っても田州府は、強大な土司として勢力を誇っていたが、嘉靖7 (1528) 年に田州に改められ<sup>(9)</sup>、その後、明・清時代を通じて、府に昇格されていない。『清史稿』巻516・土司伝に、

田州土州,在府西四百五十里,唐天宝元年, 横山郡,乾元元年,改為田州,宋属横山寨, 元置田州路軍民総管府,明改田州府,尋復 為州,嘉靖九年,以岑芝主田州,伝至岑漢 貴,清順治初,帰附,仍准世襲,近改百色 直隸庁,置流官,

とある。ところで、発現した田州土知府印は、 呉三桂が清朝に反旗を翻して、周を名乗った 1674年7月に、田州土官に与えたものである。 呉三桂については、『清史稿』巻474・呉三桂伝 に、

(康熙) 十三年正月,三桂潜称周王元年, とあり,康熙13 (1674) 年正月に周元年と称し, その7月に田州土知府印を与えているのである。 このように呉三桂の与えた官印が,今日に至っ て発現していることは,例え虚封印であったと しても,大変に重要な事実を伝えるものとして, 興味あるものであるといえよう。

## ⑥ 下雷州印

下雷州土司について、『明史』巻317・広西土

司伝・南寧府の条に,

下雷州,宋置,明初,印失,廃為峒,在湖 潤寨,属鎮安府,峒長許永通奉調有功,給 冠带,伝世烈・国仁継襲峒事,嘉靖十四年, 護旧印,国仁及子宗蔭屢立戦功,四十三年, 改属南寧府,万曆十八年,以地逼交南,奏 陞為州,頒印,授宗蔭子応珪為土判官,流 官吏目佐之,

とあり, また『殿粤要纂』巻3・下雷州図説に, 下雷由峒陞州, 以地逼交南也, 山川険峻,

土狭人稀, 夷兵時出没為患, 提防不可不謹 者,

とあり、さらに『清史稿』巻 516・土司伝・泗 城府の条に、

下雷州,元属鎮安路,明初,降為峒,万曆三十二年,許応珪以軍功復職,伝至許文明,清順治初,帰附,仍襲旧職,

とある。下雷州は遷隆州とともに,明初に土官 印を紛失したために,州から峒に降格された土 司である。

この発現した土官印の銘文によれば、乾隆34年3月としており、このころの下雷州の動向を伝える史料を、いまだ見出していない。またこの時の土官が、誰であったか判明しない。あるいは嘉慶版『広西通志』巻59・職官志・下雷州の条の表に、「(許)慶長、瑞麟」の名前が見えており、あるいはこの二人のうちの、いずれかではなかろうか。

下雷州土司は、左江流域の大新県境内で、ベトナム国境に接したところに位置している。

#### おわりに

これまでに広西で発現した六つの土官印についてみてきたが、その内の五つの土官印は、広西土司のものであり、すべて壮(チュアン)族地域の土司の官印である。改めて土官印のもつ意味の重要性、とりわけ土司制度とのかかわりで、土官印が重要な役割をもっていたことを確認することができた。

土司制度のみならず, 土官印などについて検

討を進めていく際には、他地域との関連、ならびに他民族との関連などを<sup>60</sup>、 検討することによって、それぞれの地域における土司制度の特色が、明らかになってくるであろう。そのような意味からも、他地域との比較を、充分に考慮しながらみていくことが必要であり、いずれも今後の課題としたい。

#### 注

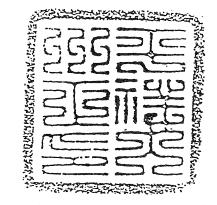
- (1) 拙稿「広西における土司制度の一齣:とくに忻城県土司衙門を通して」(『東洋大学アジア・アフリカ文化研究所研究年報』1991年)参照。
- (2) その一部については、1995年12月8日開催の東京外国語大学アジア・アフリカ言語文化研究所の研究会において、「広西発見三土官印」と題してすでに報告した。(『東京外国語大学アジア・アフリカ言語文化研究所通信』第86号、1996年3月)。
- (3) 于鳳芝「広西田東県発現越南古代銅官印」(『印 支研究』1983年第4期)。
- (4) 陸軍等「南丹県発現清代南丹州印及一批告示」 (『広西文物』1990年第3期)。

邱鐘侖「遷隆州印」(『文物博物館通訊』1963年第2期)。

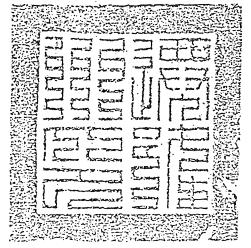
黄明標「広西田陽県出土田州土知府銅印」(『中国文物報導』1996年3月31日)。

王昭武「広西僮族自治区下雷州土官的印」(『文物』1964年第10期)。

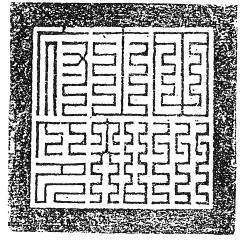
- (5) 岑猛と盧蘇・王受の叛乱については、拙稿「思恩田州叛乱始末記:明代広西右江流域における土官・土目の叛乱と改土為流」(『史苑』第42巻第1・2合併号,1982年5月),同「嘉靖海寇叛乱掃討と瓦氏夫人」(『東洋大学文学部紀要』第37集,史学科篇IX,1984年3月)参照。
- (6) なおこの間の動向について,山本達郎「陳朝と元との関係 (1225—1400年)」(『ベトナム 中国関係史』所収,138~9頁,山川出版社,1975年12月)参照。
- (7) 『明太祖実録』巻53・洪武3年6月の条に,「改 広西慶遠安撫司為慶遠府」とある。
- (8) 秦慰倹「南明永曆政権在広西的五年」(『広西民族学院学報』1995年第2期)。
- (9) 注6参照。
- (i0) 雲南省少数民族古籍整理出版規划弁公室編『雲南少数民族官印集』(雲南民族出版社,1989年3月),陳正強「雲南少数民族官印的歷史意義和審美作用」(『中央民族学院学報』1992年第3期)。



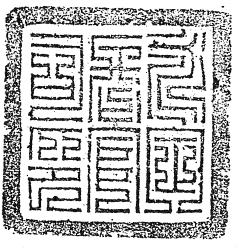
①平祥土州之印



④遷隆州印



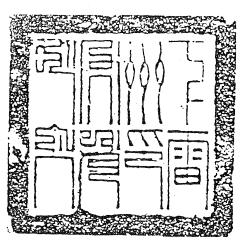
⑤田州土知府印



②永定長官司印

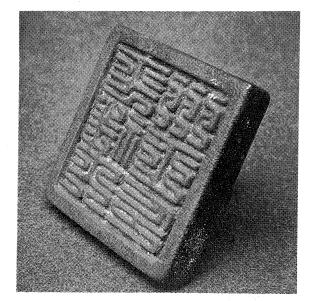


3南丹州印



⑥下雷州印

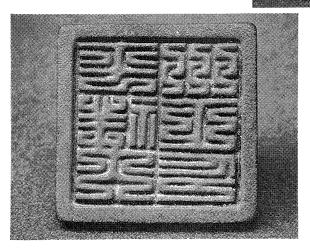
 $\bigcirc$ 



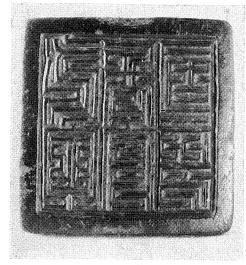




9

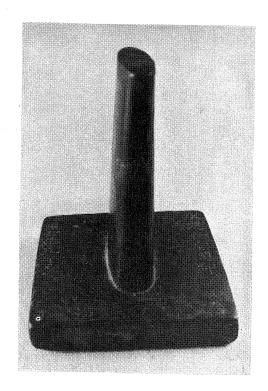


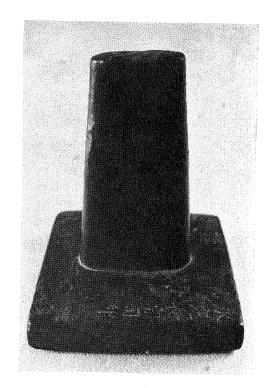
⑦~⑨ 平祥土州之印



10

⑩~⑫ 永定長官司印





1